

監 査 公 表

静岡市監査公表第 19 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成 29 年 3 月 8 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

平成 27 年度包括外部監査

テーマ

学校教育に関する事務の執行について

1 静岡市立高等学校

事務職員の職務専念義務について

【指摘事項】

(1) 職務専念義務の免除の承認について

静岡市立高校では、PTA会計の事務処理を事務職員が行っている。しかし、事務職員が PTA会計の事務処理を行うことについて、教育委員会へ職務専念義務免除願出書は提出されておらず、職務専念義務の免除について、教育委員会の承認は得られていなかった。

教育委員会の承認が得られていない状態で、事務職員が勤務時間内に PTA会計の事務処理を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

(2) 職務専念義務の免除の要件について

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を読むかぎり、市の職員が、勤務時間内に PTA会計の事務を行う場合には、PTA の「役員、職員等の地位を兼ね」ことが前提になっていると考えられる。しかし、PTA会計の事務を行っている事務職員 3 名のうち、2 名については、PTA の評議員を兼ねているが、1 名については、この要件を充たしていないことが判明した。

市の事務職員が、PTA の役員等を兼ねることなく、PTA会計の事務を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしました。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを職務専念義務免除承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

2 静岡市立清水桜が丘高等学校

事務職員の職務専念義務について

【指摘事項】

(1) 職務専念義務の免除の承認について

清水桜が丘高校では、P T A会計の事務処理については、基本的には、P T A会費により事務職員を雇い、その職員が事務処理を行っている。しかし、それだけではすべての業務処理ができないため、市の事務職員2名も事務処理を行っている。この事務職員がP T A会計の事務処理を行うことについて、教育委員会へ職務専念義務免除願出書は提出されておらず、職務専念義務の免除について、教育委員会の承認は得られていないかった。

教育委員会の承認が得られていない状態で、事務職員が勤務時間内にP T A会計の事務処理を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

(2) 職務専念義務の免除の要件について

静岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を読むかぎり、市の職員が、勤務時間内にP T A会計の事務を行う場合には、P T Aの「役員、職員等の地位を兼ね」ことが前提になっていると考えられる。しかし、P T A会計の事務を行っている事務職員2名については、P T Aの役員等の地位を兼ねていないため、この要件を充たしていないことになる。

市の事務職員が、P T Aの役員等を兼ねることなく、P T A会計の事務を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしました。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを職務専念義務免除承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

3 小中学校

(1) 教職員の兼職兼業について（教職員課）

【指摘事項】

ア 教育委員会の承認について

監査人が往査した学校の中に、教頭がP T Aの会計事務を行っているという学校があった。しかし、教職員課に確認したところ、「兼職（兼業）承認申請書」の提出はなく、教育委員会の承認は得られていなかった。

教育委員会の承認がない状態で、教職員がP T Aの会計事務を行うことは、法令等に違反するものである。このような場合には、あらかじめ「兼職（兼業）承認申請書」を提出し、教育委員会の承認を得ておく必要がある。

また、教職員課によると、静岡市立の小中学校で「兼職（兼業）承認申請書」が提出されている学校はないとのことである。他の学校においても、同様のことが起きている可能性があると考えられるため、全校的に「兼職（兼業）承認申請書」の提出もれがないか調査を行い、適正な手続を実施する必要がある。

イ 教員がP T Aの会計事務を行うことについて

教員の長時間労働が社会問題とされている中、監査人が往査した学校では、教頭がP T Aの会計事務を行っていたことから、兼務の状況等についてヒアリングしてみたところ、こうした事務が教頭の負担になっていることがわかった。

教員が兼職兼業を行う場合には、申請書の提出以前の問題として、教員本来の業務に支障はないと確実に言えるのかどうかについて、改めて検討する必要がある。

また、保護者が会計事務を行うことはできないのか、事務職員等が事務を行う余地はないのかなど、代替的な方法についても、検討する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えますが、指摘内容についての自発的な対策として、次のとおり対応することとしました。

P T A活動は、教職員と保護者とで構成された団体が学校教育活動と不即不離の関係を保ちながら、当該学校の適正かつ円滑な運営に寄与することを目的に行われてきた歴史があることから、これまで当該P T A活動と公務とが明確に区別しにくい状況が生じていました。

指摘を踏まえ、今後は、P T A会計の事務処理のうち公務と明確に区分できる場合には、これを兼職（兼業）承認申請の対象とすることとし、公務と明確に区分できる事務の検証について、今後P T Aと協議を進めてまいります。

(2) 公費負担と私費負担の区分について（教育施設課）

ア ダニ駆除、ゴキブリ駆除費用について

【指摘事項】

「生徒活動費」から、ダニ駆除、ゴキブリ駆除の費用として、151,200円の支出があった。「静岡市立小中学校 学校預かり金の手引」で私費負担としている各項目は、児童・生徒の各個人に帰属する支出、いわゆる受益者負担という性質を持つ点で共通している。ここでの支出が、そのような性質を持たないことは明らかである。このような支出は、公費で負担するのが適当である。

【措置の状況】

生徒活動費は、受益者負担が相当と考えられるもので、あらかじめ校長が預かる学校預かり金です。このような私費と公費の負担の区分については、「学校預かり金の手引き」に基準が規定されています。

その基準において、建物の維持修繕に要する経費については公費負担と規定されており、これに基づき、ダニ駆除については、公費により学校環境衛生基準に従い年1回検査を実施し、対応を図っています。また、ゴキブリ駆除についても、公費により費用を負担しています。

今回のダニ駆除、ゴキブリ駆除は、健康的で快適な学習環境を願う学校が公費で実施する検査を超えて行った環境衛生活動です。

イ 防球ネット修繕費用について

【指摘事項】

「部活動費」から、グラウンドの防球ネット修繕の費用として、187,920円の支出があった。防球ネットは、厳密には、「建物」ではなく「設備」であるが、地方財政

法および同法施行令で公費負担としている「建物の維持及び修繕に要する経費」に準じて、公費で負担するのが適当と考える。

なお、ここでは、現地調査を行った小中学校で発見したもののみを記載しているが、他の学校についても、同様の支出が発生している可能性がある。保護者負担の軽減の観点から、本来、公費で支出すべきものを保護者が負担しているということがないよう、学校関係者に対し周知徹底する必要がある。

【措置の状況】

指摘事項の部活動費は、受益者負担が相当と考えられるもので、あらかじめ校長が預かる学校預かり金です。このような私費と公費の負担の区分については、「学校預かり金の手引き」に基準が規定されています。

その基準において、建物の維持修繕に要する経費については公費負担と規定されていますが、指摘のグラウンドの防球ネットは、授業では使用されず教育課程外に位置付けられる部活動のみに使用されているものであり市で設置（公費負担）したものではありません。

また、今回の修繕は、防球ネット本来の機能に加え部活動の安全かつ効率的な運営を目的に行われたものであり、公費で負担する建物の維持及び修繕を超えるものです。

4 就学援助制度

「準要保護者」の認定事務について（学事課）

（1）事業所得者と給与所得者の取扱いについて

ア 保険外交員等の取扱いについて

【指摘事項】

保険外交員等で年度途中から業務を開始しているなど、職業変更の事由がある場合には、確定申告書に代えて、直近の「報酬明細」から年間収入額を推計することがある。こうした事例を検討したところ、収入額のみを集計し、必要経費を控除していかなかったために、本来「認定」されるべきところを「不認定」としていたケースが発見された。これは明らかに不適切な認定結果である。

収入額を推計計算するにあたっては、事業所得者と給与所得者の取扱いの相違を明確に区別したうえで、その内容に細心の注意を払い、正しいプロセスにもとづいた収入計算を行う必要がある。

【措置の状況】

指摘のケースについては、直接申請者に、明細書中の必要経費にあたる部分の確認を行った上で審査を行いました。確認については、「申請者の認定に当たり、収入

の中に控除されるべき必要経費が含まれていないか申告をしてほしい」ということを該当校に伝え、学校から申請者に確認する方法を取っています。その結果、申請者より「必要経費は無い」との回答を得たため、収入が認定の基準を上回り、結果として不認定と決定しました。

しかしながら、必要経費についてわかりにくい制度や用語があるため、必要経費についての申告書式に、必要経費にあたるものがどのようなものかを明記し、申請者が容易に判断できるよう丁寧な説明を加えました。

（2）就学援助制度と給食費の未納について

【指摘事項】

静岡市の小中学校における給食費の未納者のうち、在学中の 62 名、卒業生の 23 名は、就学援助費の受給者であった。就学援助費を受給している世帯が、市から受給した援助費を「未納」とし、教育と関係のない用途に使用するということは、決してあってはならないことである。

静岡市においても、他の政令指定都市のような、いわゆる「学校長払い」と同様の方法を利用することにより、就学援助世帯の未納をなくす必要がある。

【措置の状況】

今回指摘のあった学校給食費が未納の世帯については、現在就学援助費の一部により段階的に未納の解消を進めています。

しかしながら、学校給食費の徴収管理が学校事務の負担になっていることや未納対策に限界があることも認識しており、今後は他都市等の状況（就学援助費の学校長払いを含めた未納の未然防止策等）について調査を実施していきます。